議案第 20 号

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者　　立川市長　清　水　庄　平

理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の規定による。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第１号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第１章　総則（第１条）	第１章　総則（第１条）
第２章　市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第２条・第３条）	第２章　国民健康保険運営協議会（第２条・第３条）
第３章　被保険者としない者（第４条）	第３章　被保険者としない者（第４条）
第４章　保険給付（第５条～第８条）	第４章　保険給付（第５条―第８条）
第５章　保健事業（第９条）	第５章　保健事業（第９条）
第６章　保険料（第10条～第32条の３）	第６章　保険料（第10条―第32条の３）
第７章　雑則（第33条）	第７章　雑則（第33条）
第８章　罰則（第34条～第36条）	第８章　罰則（第34条―第36条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第１条　この条例は、市が行う国民健康保険の事務について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。	第１条　この条例は、本市が行う国民健康保険について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。
第２章　市の国民健康保険事業の運営に関する協議会	第２章　国民健康保険運営協議会
（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）	（国民健康保険運営協議会の委員の定数）
第２条　市の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、立川市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、協議会の委員の定数は、次の各号に掲げるところによる。	第２条　国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げるところによる。
(1)～(4)　……略……	(1)～(4)　……略……
（保険料の賦課額）	（保険料の賦課額）

第１１条　保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の７第１項第１号に掲げる基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の７第１項第２号に掲げる後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（令第29条の７第１項第３号に掲げる介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（令第29条の７第１項第３号に掲げる介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。	第１１条　保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の７第１項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。
（一般被保険者に係る基礎賦課総額）	（一般被保険者に係る基礎賦課総額）
第１２条　保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。	第１２条　保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
(1)　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るも	(1)　当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納

のに限る。）の額

イ　国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（東京都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ　法第81条の２第４項に規定する財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ　法第81条の２第９項第２号に掲げる財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ　保健事業に要する費用の額

カ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに東京都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に

付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の２第１項第１号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第２項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第１項第２号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第２項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の100分の50に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第７条第１項第２号に掲げる調整対象基準額に同号に掲げる退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）	
(2)　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　法第74条の規定による補助金の額 イ　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ウ　法第75条の２第１項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額 エ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額	(2)　当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の２の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の５の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第81条の２第１項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の３第１項の規定による繰入金及び法附則第７条第１項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額
(3)　……略……	(3)　……略……
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額） 第１６条　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額） 第１６条　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する

ものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。	ものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
(1)　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、東京都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）	(1)　当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
(2)　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	(2)　当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の２の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の３第１項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

(3) ……略……	(3) ……略……
（介護納付金賦課総額） 第２０条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第23条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。	（介護納付金賦課総額） 第２０条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第23条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第１項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額に第３号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
(1)　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）	(1)　当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額
(2)　当該年度における次に掲げる額の合算額 ア　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第72条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	(2)　当該年度における法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の２の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額
(3) ……略……	(3) ……略……

（保険料率）	（保険料率）
第２２条　保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。	第２２条　保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　基礎賦課額の所得割　100分の6.54	(1)　基礎賦課額の所得割　100分の6.38
(2)　基礎賦課額の被保険者均等割　31,400円	(2)　基礎賦課額の被保険者均等割　30,500円
(3)及び(4)　……略……	(3)及び(4)　……略……
(5)　介護納付金賦課額の所得割　100分の1.61	(5)　介護納付金賦課額の所得割　100分の1.49
(6)　介護納付金賦課額の被保険者均等割　14,300円	(6)　介護納付金賦課額の被保険者均等割　13,400円
（保険料の減額）	（保険料の減額）
第２３条　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第３項、第４項又は第５項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５	第２３条　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第３項、第４項又は第５項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５

項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第15項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第２項に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の２第１項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）、後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の２に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。 (1)　地方税法第314条の２第２項に規定する金額を超えない世帯 ア　基礎賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、21,980円 イ　……略……	項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第15項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第２項に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の２第１項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）、後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の２に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。 (1)　地方税法第314条の２第２項に規定する金額を超えない世帯 ア　基礎賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、21,350円 イ　……略……

ウ　介護納付金賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、10,010円	ウ　介護納付金賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、9,380円
(2)　地方税法第314条の２第２項に規定する金額に被保険者１人について275,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯	(2)　地方税法第314条の２第２項に規定する金額に被保険者１人について270,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯
ア　基礎賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、15,700円	ア　基礎賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、15,250円
イ　……略……	イ　……略……
ウ　介護納付金賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、7,150円	ウ　介護納付金賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、6,700円
(3)　地方税法第314条の２第２項に規定する金額に被保険者１人について500,000円を加えた金額を超えない前２号に掲げる以外の世帯	(3)　地方税法第314条の２第２項に規定する金額に被保険者１人について490,000円を加えた金額を超えない前２号に掲げる以外の世帯
ア　基礎賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、6,280円	ア　基礎賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、6,100円
イ　……略……	イ　……略……
ウ　介護納付金賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、2,860円	ウ　介護納付金賦課額の被保険者均等割額　被保険者１人につき、2,680円
（賦課限度額）	（賦課限度額）
第２４条　第12条の２第１項又は第14条に規定する基礎賦課額にあっては580,000円を、第16条の２又は第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあっては190,000円を、第20条の２に規定する介護納付金賦課額にあっては160,000円を超えることができない。	第２４条　第12条の２第１項又は第14条に規定する基礎賦課額にあっては540,000円を、第16条の２又は第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあっては190,000円を、第20条の２に規定する介護納付金賦課額にあっては160,000円を超えることができない。
（特例対象被保険者等に係る届出）	（特例対象被保険者等に係る届出）
第３２条の３　……略……	第３２条の３　……略……
２　前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第17条の２第１項第１号に掲げる雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。	２　前項の規定による届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第17条の２第１項第１号に掲げる雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

第３６条　偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科することができる。	第３６条　偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収金を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

附　則

1　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の立川市国民健康保険条例第22条、第23条及び第24条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。